

平成29年第1回奥多摩町議会臨時会 会議録

1 平成29年11月30日午前10時00分、第1回奥多摩町議会臨時会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	原島 政行君	病院事務長	河村 光春君

平成29年第1回奥多摩町議会臨時会議事日程〔第1号〕

平成29年11月30日（木）
午前10時00分 開会・開議

会 期 平成29年11月30日～11月30日（1日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	2番 大澤 由香里 議員 会議録署名議員の指名 3番 澤 本 幹 男 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	町長あいさつ	—
5	議案第54号	専決処分の承認を求めることについて (平成29年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号))	原案承認
6	議案第55号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例	原案可決
7	議案第56号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第57号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例	原案可決
9	議案第58号	平成29年度奥多摩町一般会計補正予算(第4号)	原案可決
10	議案第59号	平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補 正予算(第2号)	原案可決
11	議案第60号	平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別 会計補正予算(第2号)	原案可決
12	議案第61号	平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	原案可決
13	議案第62号	原生活館改修工事請負契約について	原案可決
14	—	常任委員会委員の選任	選任
15	—	議会運営委員会委員の選任	選任

(午後 12 時 11 分 閉会)

平成 29 年第 1 回奥多摩町議会臨時会議事日程 [第 1 号の追加 1]

平成 29 年 11 月 30 日 (木)

会 期 平成 29 年 11 月 30 日 (1 日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長辞職について	許可

平成29年第1回奥多摩町議会臨時会議事日程〔第1号の追加2〕

平成29年11月30日(木)

会 期 平成29年11月30日(1日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長の選挙	決定

平成29年第1回奥多摩町議会臨時会議事日程〔第1号の追加3〕

平成29年11月30日(木)

会 期 平成29年11月30日(1日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	副議長辞職について	許可

平成29年第1回奥多摩町議会臨時会議事日程〔第1号の追加4〕

平成29年11月30日(木)

会 期 平成29年11月30日(1日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	副議長の選挙	決定

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（須崎 眞君） これより平成 29 年第 1 回奥多摩町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件については、会議規則第 115 条の規定により議長において指名します。

本臨時会の会議録署名議員に、

2 番、大澤由香里議員、

3 番、澤本 幹男議員、

以上の 2 名を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本臨時会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告願います。

7 番、宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 平成 29 年第 1 回奥多摩町議会臨時会の運営について、本日午前 9 時より議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告いたします。

初めに、本臨時会の会期であります。提出された案件を審議の結果、本日 1 日限りとすることに決定しました。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件一覧及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

初めに、議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについては、単独上程の上、採決につきましても即決と決定しております。

次に、議案第 55 号から議案第 57 号までの 3 議案につきましては、関連がありますので、一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 58 号から議案第 61 号までの平成 29 年度一般会計を初めとする特別会計補正予算の 4 議案については一括上程とし、採決はそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 62 号の原生活館改修工事請負契約につきましても、単独上程の即決。なお、契約案件ですので、概要説明に続き、担当課長から追加説明を受けることと決定しております。

次に、委員会条例の規定に基づく任期満了による各常任委員会委員、議会運営委員会委

員の選任についてご協議・決定をお願いするものであります。

なお、この議会構成の間につきましては、理事者及び課長につきましては議場にて待機していただくよう議長から促していただきます。

以上が議会運営委員会の協議結果であります。

本臨時会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 議会運営委員会委員長の報告は以上のとおりであります。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

なお、本臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりで進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

次に、本臨時会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。本日、平成29年第1回臨時会を招集させていただきました。

町長から提案する案件につきましては9件でございますけれども、その中のそれぞれの議案につきましては、後ほど副町長及び課長からご説明をさせていただきます。

本日臨時会を開いた理由でございますけれども、国における人事院勧告、また、東京都における人事委員会勧告に伴いまして、職員の給与の改善、あるいは議員、特別職等の期末手当の改定に伴いまして、この実際の基準日が明日12月1日でございますので、どうしても今回の議会の中で決定をいただき、それを実行してまいりたいというのが大きな理由でございます。

そういう点で、専決処分を含めた9件の案件でございますけれども、議員の報酬の改定、あるいは特別職・一般職の条例の一部改正をしたいという内容と同時に、それに伴います人件費につきまして補正予算を提案するものでございます。

また、契約案件でございますけれども、原生活館の改築に伴う契約案件を議会に議決をしていただく必要性がありますので、既に入札が終了し、仮契約をしておりますので、できるだけ早く工期の日程をとりたいということで、定例会ではなく、今臨時会に提案をさ

せていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、先ほど申し述べた理由でございますので、今議会で議員皆様方に慎重なご審議を賜り、ご決定をいただくようお願い申し上げまして、臨時会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第5 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度奥多摩町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて 平成29年度奥多摩町一般会計補正予算（第3号）につきまして提案のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、平成29年9月28日に専決処分をさせていただき、同条第3項の規定によりまして、その内容を報告し、承認を求めるところでございます。

次の専決処分書をごらんください。平成29年度奥多摩町一般会計について補正を行いました。

理由でございますが、衆議院議員選挙の執行に伴い、その選挙費を補正するため、専決を行ったものでございます。

次の補正予算書をごらんください。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ967万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,178万9,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。都支出金のうち、都委託金は衆議院議員選挙費委託金として967万3,000円を追加し、都支出金の合計を26億1,723万7,000円とするもので、今回の歳入補正額は967万3,000円を追加し、歳入の合計額を65億1,178万9,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出についてご説明申し上げます。総務費のうち、選挙費は衆議院議員選挙費として967万3,000円を追加し、総務費の合計を9億8,612万3,000

円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 967 万 3,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 65 億 1,178 万 9,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 54 号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 54 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 54 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 54 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 5 議案第 54 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 54 号については承認されました。

次に、日程第 6 議案第 55 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 7 議案第 56 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 8 議案第 57 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 55 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 56 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 57 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 件の条例改正につきましては提案理由に関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、特別給の支給率の改定を行うため、規定を整備する必要があるためでございます。

議案の説明に入ります前に、この 10 月 6 日に勧告されました東京都人事委員会の勧告

内容につきましてご説明いたします。

町の給与改定は東京都給料表をもとに決定しておりますが、平成 29 年東京都人事委員会の勧告は、例月給につきましては公民格差が 74 円と均衡している状況にあり、また、この格差は現行の給料表の最低単位である 100 円に満たない極めて小さいものであることから、改定を昨年に引き続き見送り、特別給につきましては民間事業所における支給割合を考慮して、年間支給月数を 0.10 月分引き上げる改定となりました。特別給につきましては 4 年連続の引き上げ改定でございます。

給与勧告制度は、公民格差を解消して職員と民間従業員との給与水準の均衡を図ることで職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とする役割がございます。今回の勧告では、特別給につきましては平均年齢における公民格差を比較し、0.10 月分を引き上げ、引き上げ分をすべて勤勉手当に配分する勧告がされたもので、勤勉手当に限りますと 1.8 カ月から 1.9 カ月と改められ、これにより期末手当の 2.6 月分と合わせて年間の期末勤勉手当の支給月数を現在の合計 4.40 月分から 4.50 月分と改めるもので、この改正は平成 29 年 12 月に支給する期末勤勉手当から実施するものでございます。

今回の改正に伴います人件費の年間影響総額は、全会計の総額で 469 万 3,000 円の増額となるもので、1 人当たりの特別給の額では、30 歳で扶養なしの場合は 2 万 1,000 円、50 歳で配偶者と子ども 2 人の扶養親族があるものでは 4 万 9,000 円の増額となるものでございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、議案第 55 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。条例改め文もございますけれども、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表の 1 ページをごらんください。また、本日別に机上に配付させていただきました A 4 横長の提案説明附属資料をあわせてごらんいただきたいと存じます。

議会議員の議員報酬のうち、期末手当につきましては、現在は年間で 3.05 月、6 月に支給する場合は 1.45 月、12 月に支給する場合は 1.60 月分を支給しております。第 5 条第 2 項の改正でございますが、この期末手当につきましては年間で 0.10 月分、6 月及び 12 月に支給する期末手当で 0.05 月分ずつ引き上げるもので、この改正により 6 月期は 1.50 月分、12 月期は 1.65 月分、合計で 3.15 月分に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議会議員の期末手当につきましては、年間で 0.10 月分の引き上げとなりますが、適用

するのは本年の12月に支給する期末手当からとなるため、29年度における期末手当の年間支給率は3.10月分、30年度以降につきましては3.15月分となることを定めたものでございます。

附属資料をごらんいただきまして、附属資料の一番左側、議員の欄の支給率に改めるものでございます。

議会議員の期末手当につきましては、人事委員会の勧告はございませんが、従来、職員と同様に引き下げ改正の際には議員の特別給も引き下げており、また、他市町村の議員の期末手当の支給状況等を勘案し、ご提案するものでございます。

次に、議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

特別職の職員につきましては、勤勉手当を含み、期末手当として支給しており、現在は一般職と同様に、年間で4.40月、6月に支給する場合は2.125月、12月に支給する場合は2.275月分を支給しております。

新旧対照表の2ページをごらんください。第3条第2項の改正でございますが、この期末手当につきまして年間で0.10月分、6月及び12月に支給する期末手当で0.05月分ずつ引き上げるもので、この改正により6月期は2.175月分、12月期は2.325月分の合計4.50月分に改めるものでございます。

附属資料では中ほどの特別職の欄の下段の施行日、30年4月1日以降の期末手当の月数に改正となります。

なお、平成29年度分につきましては後ほど説明させていただきます。

附則といたしまして、第1項は施行期日を、第2項は期末手当に関する特例措置として、平成29年12月に支給する期末手当については、条文の規定にかかわらず100分の237.5とすることを定めたものでございます。別添の附属資料ですと、特別職の欄、中段の29年12月1日の手当の月数の改正となります。

29年度では既に6月期に2.125月分の期末手当を支給しているため、29年度につきましては12月期に2.375月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします年間4.50月分とするものでございます。

特別職につきましては一般職と同様、常勤であるため、29年度から人事委員会勧告の0.10月分の改定を実施するものでございます。

次に、議案第57号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。新旧対照表の3ページをごらんください。

第 19 条第 2 項の改正でございますが、下線部が改正部分となり、勤勉手当の 100 分の 90 を 100 分の 95 に、再任用職員につきましては 100 分の 42.5 を 100 分の 45 と改めるもので、人事委員会で勧告されました一般職の職員の勤勉手当の 100 分の 10、0.10 月分を引き上げるものでございます。

なお、ここで定める割合は 6 月、12 月の支給月にそれぞれ加算されるもので、これで一般職の勤勉手当につきましては、年間で 1.90 月分の支給月数と改めるものでございます。

附属資料では、右側の一般職の欄の下段、施行日 30 年 4 月 1 日以降の勤勉手当の月数の改正となります。

なお、平成 29 年度分につきましては、この後説明をさせていただきます。

附則でございますが、第 1 項はこの条例の施行期日を定めており、公布の日から施行するものでございます。第 2 項は勤勉手当に関する特例措置として、平成 29 年 12 月に支給する勤勉手当については、改め文の規定にかかわらず 100 分の 100 と、再任用職員は 100 分の 47.5 とすることを定めるものでございます。

別添の附属資料ですと、右側の一般職の欄、中段の 29 年 12 月 1 日の勤勉手当の月数の改正となります。29 年度では既に 6 月期に 0.90 月分の勤勉手当を支給しているため、29 年度については 12 月期に 1.00 月分を支給し、年間の支給月数を本条例で改正いたします年間 1.90 月分とするものでございます。

なお、職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、議案第 55 号から議案第 57 号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 55 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 55 号の質疑を終結します。

次に、議案第 56 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 56 号の質疑を終結します。

次に、議案第 57 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 57 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 55 号から議案第 57 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 55 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 55 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 56 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 56 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 57 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 57 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 58 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 4 号)、日程第 10 議案第 59 号 平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 11 議案第 60 号 平成 29 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 12 議案第 61 号 平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)、以上 4 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

[副町長 加藤 一美君 登壇]

○副町長(加藤 一美君) それでは、議案第 58 号から議案第 61 号までの平成 29 年度奥多摩町一般会計を初めとする 4 会計の補正予算について提案のご説明を申し上げます。

今回の 4 会計の補正につきましては、いずれも今臨時会に上程の期末勤勉手当の改定及び現時点における人件費及び事業費等を精査した内容となっております。

初めに、議案第 58 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 400 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 1,578 万 9,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、基金繰入金は 400 万円を追加し、繰入金の合計を 1 億 1,650 万円とするもので、今回の歳入補正額は 400 万円を追加し、歳入の合計額を 65 億 1,578 万 9,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、議会費は議員の期末手当等の増額に伴い、27 万 6,000 円を追加し、議会費の合計を 9,298 万 9,000 円に、総務費のうち総務管理費は特別職・一般職の期末勤勉手当等の増額等に伴い、117 万 3,000 円を追加、徴税費は 32 万 8,000 円を追加、戸籍住民基本台帳費は 11 万 7,000 円を追加、選挙費は 2 万 5,000 円を追加、監査委員費は 3 万円を追加し、総務費の合計を 9 億 8,779 万 6,000 円に、民生費のうち社会福祉費は 28 万 4,000 円を追加、児童福祉費は 18 万 9,000 円を追加、国民年金費は 12 万 6,000 円を追加し、民生費の合計を 11 億 3,789 万 6,000 円に、衛生費のうち保健衛生費は 26 万 7,000 円を追加、清掃費は 5 万 3,000 円を追加し、衛生費の合計を 5 億 2,068 万 7,000 円に、農林水産業費のうち農業費は 8 万 1,000 円を追加、林業費は 6 万 2,000 円を追加、水産業費は 5 万 9,000 円を追加し、農林水産業費の合計を 9 億 9,732 万 5,000 円に、商工費のうち観光費は 16 万 6,000 円を追加し、商工費の合計を 4 億 1,836 万 6,000 円に、土木費のうち土木管理費は 31 万 9,000 円を追加、住宅費は 8 万円を追加し、土木費の合計を 12 億 9,192 万 3,000 円に、消防費は 5 万 2,000 円を追加し、消防費の合計を 2 億 9,192 万 5,000 円に、

3 ページをごらんください。教育費のうち教育総務費は 32 万 5,000 円を追加、給食費は 12 万 9,000 円を追加、社会教育費は 18 万 9,000 円を追加し、教育費の合計を 5 億 3,718 万 2,000 円に、予備費は予算調整により 33 万円を減額し、予備費の合計を 1,356 万 8,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 400 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 65 億 1,578 万 9,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 58 号の説明を終わります。

次に、議案第 59 号 平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条 既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。今回の補正は歳出の内容変更ということで、総務費のうち利用管理費は 26 万 1,000 円を追加し、総務費の合計を 7,773 万円に、予備費は 26 万 1,000 円を減額し、予備費の合計を 8 万 8,000 円とするもので、今回の補正は歳入歳出とも合計額に変更はございません。

以上で、議案第 59 号の説明を終わります。

次に、議案第 60 号 平成 29 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条 既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。今回の補正は歳出の内容変更ということで、総務費のうち一般管理費は 3 万円を追加し、総務費の合計を 1 億 6,534 万 5,000 円に、予備費は 3 万円を減額し、予備費の合計を 9 万 7,000 円とするもので、今回の補正は歳入歳出とも合計額に変更はございません。

以上で、議案第 60 号の説明を終わります。

次に、議案第 61 号 平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条 既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。今回の補正は歳出の内容変更ということで、事業費のうち下水道事業費は 7 万 2,000 円を追加し、事業費の合計を 4,924 万円に、予備費は 7 万 2,000 円を減額し、予備費の合計を 48 万 9,000 円とするもので、今回の補正は歳入歳出とも合計額に変更はございません。

以上で、議案第 61 号の説明を終わります。

以上、議案第 58 号から議案第 61 号までの 4 会計について補正予算の提案のご説明をさ

せていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていただくようお願いします。

初めに、議案第 58 号について各課長から順次所管の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（井上 永一君） それでは、議案第 58 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）の内容をご説明いたします。

6 ページをお開きください。歳入でございます。款 17 繰入金、項 2 基金繰入金、財政調整基金の 400 万円の増額につきましては、本補正予算で不足する財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、7 ページから歳出となりますが、本補正予算の歳出につきましては、先ほどご決定いただきました議員及び特別職の期末手当、一般職の勤勉手当及びそれぞれの期末勤勉手当の増額により、共済費が影響額により増額となる人件費によるものでございますので、給与費明細書で一括してご説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、補正予算書の 15 ページをごらんください。15 ページは特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。給与費欄の期末手当の長等 16 万 6,000 円の増、議員 21 万 4,000 円の増、その他は教育長分 7 万 5,000 円の増で、それぞれ期末手当の支給率の改定により増額となるものでございます。右側、共済費の欄の長等は 8,000 円の増、その他は教育長分 3,000 円の増で、それぞれ期末手当増による共済組合負担金の影響額により増額となるものでございます。計の欄で給与費のうち期末手当は 45 万 5,000 円の増、共済費は 1 万 1,000 円の増、合計で 46 万 6,000 円の増額でございます。

16 ページをごらんください。一般職でございます。上から 3 行目、比較の欄でございますが、給与費の職員手当は 311 万 5,000 円の増で、一般職 90 名分の勤勉手当 0.10 月分の増によるもの、一つ飛ばしまして共済費は 74 万 9,000 円の増額となりますが、勤勉手当増額による共済組合負担金の影響額により増となるもので、一般職合計で 386 万 4,000 円の増額となります。職員手当の内訳は下段の表のとおり、勤勉手当が増額となるものでございます。

以上で、給与費関係の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、1枚お戻りいただき、13ページの最下段をごらんください。最後に、款の13予備費の33万円の減額は予算調整でございます。

なお、それらの款等の補正予算につきましては、先ほど申し上げました職員手当等及び共済費のそれぞれの項目の増額となりますので、省略させていただきます。

以上で、議案第58号 平成29年度一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第58号の説明は終わりました。

次に、議案第59号及び議案第60号についての説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） それでは、議案第59号 平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。今回の補正は歳出のみの説明となります。

4ページをお開きください。一般会計同様に支給率の改定に伴う期末勤勉手当の増額補正が主なものでございます。給与費明細書で説明させていただきます。一般職総括の上から3行目の比較の欄でご説明させていただきます。職員数の変更はございません。

給与費の職員手当は13万6,000円の増、1つ飛びまして、共済費は12万5,000円の増、合計で26万1,000円の増額でございます。職員手当につきましては下段の表の内訳のとおり、期末勤勉手当13万6,000円の増額となります。

以上で、給与費明細書の説明を終わらせていただきます。

恐れ入ります、3ページをお願いいたします。款02、項01、目01予備費の26万1,000円の減額につきましては歳出予算補正の調整を行うものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第60号 平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。都民の森同様に、歳出補正のみの説明となります。

4ページをお開きください。一般会計同様に、支給率の改定に伴う期末勤勉手当の増額補正が主なものでございます。給与費明細書でご説明させていただきます。一般職総括の上から3行目、比較の欄でございます。職員数の変更はございません。

給与費職員手当は3万円の増額、2つ飛びまして合計3万円の増額でございます。職員手当につきましては、下段の表の内訳のとおり、期末勤勉手当3万円の増額となります。

以上で、給与費明細表の説明を終わらせていただきます。

恐れ入ります、3ページをお願いいたします。款02、項01、目01予備費の3万円の減額につきましては、歳出予算補正の調整を行うものでございます。

以上で、議案第 60 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第 59 号及び議案第 60 号の説明は終わりました。

次に、議案第 61 号についての説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 61 号 平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。今回の補正につきましては歳出のみの補正となります。

4 ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。一般会計同様に、率の変更に伴う期末勤勉手当が主なもので、補正予算後の比較で給与費の欄の職員手当が 6 万 3,000 円の増額で、1 つ飛ばしまして、共済費が 9,000 円の増額となります。内訳につきましては下表をごらんください。最下段の左から 3 列目の比較で期末勤勉手当が 6 万 3,000 円の増額となりますので、上段の総括で共済費を合わせますと、合計が 7 万 2,000 円の増額となるものでございます。

次に、3 ページにお戻りください。款 04 予備費、目 01 予備費で 7 万 2,000 円の減額につきましては歳出予算額の調整により計上したものでございます。

以上で、議案第 61 号の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第 61 号の説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 58 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 58 号の質疑を終結します。

次に、議案第 59 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 59 号の質疑を終結します。

次に、議案第 60 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 60 号の質疑を終結します。

次に、議案第 61 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 61 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 58 号から議案第 61 号までについて討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 58 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 58 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 59 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 59 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 60 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 60 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 61 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 61 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 62 号 原生活館改修工事請負契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第 62 号 原生活館改修工事請負契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)第 2 条の規定によりまして議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、原生活館改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札により 3 回の入札を行いましたが、予定価格に達しな

かったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最低入札者と協議を行い、随意契約といたしました。

3、契約の金額は、5,993 万 2,440 円でございます。

4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、代表取締役・佐久間一三氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

本請負契約につきましては、去る 10 月 23 日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、12 月 1 日が本契約となります。

なお、この工事に係る予算につきましては、平成 29 年度一般会計予算、いわゆる当初予算に平成 29 年度の単年度事業として計上してきましたが、本年 9 月の第 3 回定例町議会の一般会計補正予算（第 2 号）にて平成 30 年度までの 2 カ年にわたる継続費事業として計上させていただき、ご決定をいただきました。これは工事予定箇所の立地条件が国道に面しており、また、周辺の活用できる敷地も少なく、資材置き場が限られることや施工面での困難状況が想定され、予算規模及び工期確保の観点から継続費とさせていただきます。

今回本臨時会に提案させていただきましたのは 2 カ年の継続費事業ではございますが、十分な工期確保と地元住民の早期利用を実現するためには速やかな工事着手が必要であることから、本臨時会に提案をさせていただくものでございます。

ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

工事概要につきましては、地域整備課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 62 号 工事概要についてご説明させていただきます。入札調書の次のページをお開きください。

工事概要となります。工事件名は、原生活館改修工事でございます。

工事場所は、奥多摩町原 268 番地 2 でございます。

工期は、平成 29 年度、平成 30 年度の 2 カ年継続事業により平成 30 年 7 月 31 日となるものでございます。

工事概要につきましては、生活館の耐震診断を実施した結果、構造補強の必要性が判明したため、改修工事を実施し、安心して安全な生活館の機能を確保することを目的として実

施するものでございます。

建築工事といたしましては、屋根、外壁、天井、床等の全面改修と鉄筋コンクリートの柱、はりについてコンクリートの打ち増しを実施し、構造補強を行うものでございます。

電気工事といたしましては、館内照明器具を省エネタイプのLED照明器具に改修を行うものでございます。

機械設備工事といたしましては、給湯器の改修、台所機器の改修、トイレ衛生器具の改修を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。場所は、国道沿いの熱海バス停付近となります。

次のページをお願いします。添付資料につきましてはすべての図面が改修前と改修後の対比記載となっておりますので、あらかじめご了承ください。図面左側が改修前の平面図で、右側が改修後の平面図となります。

次のページをお願いいたします。2階部分の平面図でございます。

次のページをお願いいたします。屋根伏図で建物を真上から見おろした屋根面をあらわした図面でございます。

次のページをお願いいたします。改修前の東西南北のそれぞれの位置を示した立面図でございます。

次のページをお願いいたします。改修後の東西南北のそれぞれの位置を示した立面図でございます。

以上で、議案第 62 号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 62 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 62 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 62 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 62 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 62 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分から再開とします。

午前 11 時 03 分休憩

午前 11 時 14 分再開

○副議長(原島 幸次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に議長 須崎眞議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

ここで議事運営整理のため、暫時休憩としたいと思います。

午前 11 時 14 分休憩

午前 11 時 15 分再開

○副議長(原島 幸次君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 号の追加 1 日程第 1 議長辞職についてを議題といたします。

ここで地方自治法第 117 条の規定により、須崎眞議員の退席を求めます。

[須崎 眞君 退席]

○副議長(原島 幸次君) それでは、事務局長より辞職願を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(澤本 恒男君) それでは、朗読します。

平成 29 年 11 月 30 日。奥多摩町議会副議長 原島幸次殿。奥多摩町議会議長 須崎眞。辞職願。このたび一身上の都合により、平成 29 年 11 月 30 日をもって議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長(原島 幸次君) 朗読は終わりました。

お諮りします。須崎眞議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、須崎眞議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

須崎眞議員の着席を求めます。

[須崎 眞君 着席]

○副議長(原島 幸次君) ただいま議長が欠員となっております。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加することに決定いたしました。

ここで議事運営整理のため暫時休憩したいと思います。

午前 11 時 18 分休憩

午前 11 時 19 分再開

○副議長(原島 幸次君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 号の追加 2 日程第 1 議長の選挙を議題といたします。

選挙の方法は投票により行います。

これより議長選挙の投票を行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(原島 幸次君) ただいまの出席議員は 12 名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に、11 番、師岡伸公議員、12 番、須崎眞議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

投票は、単記、無記名でお願いします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(原島 幸次君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(原島 幸次君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番、木村圭議員から順次投票をお願いします。

(投票)

○副議長(原島 幸次君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(原島 幸次君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。師岡伸公議員、須崎眞議員に立ち会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○副議長(原島 幸次君) それでは、投票の結果を報告いたします。投票総数 12 票。有効投票 10 票、無効投票 2 票。有効投票中、11 番、師岡伸公議員 9 票、10 番、村木征一議員 1 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、ただいまの選挙の結果、11 番、師岡伸公議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(原島 幸次君) ただいま議長に当選されました師岡伸公議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

師岡伸公議員はこちらに登壇し、議長当選承諾及び就任挨拶をお願いします。

[議長 師岡 伸公君 登壇]

○議長(師岡 伸公君) ただいま皆様からご支持をいただきまして、議長につくことになりました師岡でございます。責任の重さを今痛感しております。

今後は執行機関であります町当局、そして議事機関であります町議会それぞれの権限を尊重し、また、協力し、町民皆様の負託にこたえるべく努めてまいります。どうぞよろしくお願いたします。

○副議長(原島 幸次君) 以上で、挨拶は終わりました。

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。

午前 11 時 28 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に副議長 原島幸次議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで議事運営整理のため暫時休憩といたします。

午前 11 時 31 分休憩

午前 11 時 32 分再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 号の追加 3 日程第 1 副議長辞職についてを議題といたします。

ここで地方自治法第 117 条の規定により原島幸次議員の退席を求めます。

[原島 幸次議員 退席]

○議長(師岡 伸公君) 事務局長より辞職願を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(澤本 恒男君) それでは、朗読させていただきます。

平成 29 年 11 月 30 日。奥多摩町議会議長 師岡伸公殿。奥多摩町議会副議長 原島幸次。辞職願。このたび一身上の都合により、平成 29 年 11 月 30 日をもって副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長(師岡 伸公君) 朗読は終わりました。

お諮りします。原島幸次議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、原島幸次議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

原島幸次議員の着席を求めます。

[原島 幸次議員 着席]

○議長(師岡 伸公君) ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加することに決定いたしました。

ここで議事運営整理のため暫時休憩といたします。

午前 11 時 34 分休憩

午前 11 時 35 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 号の追加 4 日程第 1 副議長の選挙を議題といたします。

選挙の方法は投票により行います。

これより副議長選挙の投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（師岡 伸公君） ただいまの出席議員は 12 名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第 30 条第 2 項の規定により開票立会人に、1 番、木村圭議員、2 番、大澤由香里議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

投票は、単記、無記名でお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（師岡 伸公君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番、木村圭議員から順次投票をお願いします。

（投票）

○議長（師岡 伸公君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて開票を行います。木村圭議員、大澤由香里議員に立ち会いをお願いします。

（事務局開票作業）

○議長（師岡 伸公君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 12 票。有効投票 9 票、無効投票 3 票。有効投票中、8 番、高橋邦男議員 9 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、ただいまの選挙の結果、8 番、高橋邦男議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(師岡 伸公君) ただいま副議長に当選されました高橋邦男議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

高橋邦男議員はこちらに登壇し、副議長当選承諾及び就任挨拶をお願いいたします。

[副議長 高橋 邦男君 登壇]

○副議長(高橋 邦男君) ただいま副議長を引き受けることになりました高橋です。いかんせん若輩者でありますので、至らない点が多々あるかもしれませんが、議員皆様のお力をおかりして、この町政の力になれますよう、そして町民皆さんが安心して暮らせるまちづくりのために精いっぱい頑張っていきたいと思っております。議長を支え、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、挨拶は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午前11時50分から再開いたします。

午前11時43分休憩

午前11時48分再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事日程第1号に戻り、日程第14 常任委員会委員の選任、日程第15 議会運営委員会委員の選任、以上2件を一括して議題とします。

常任委員会委員の選任については、各議員からご希望をいただいておりますが、従前のおおりの、全員の希望を満たすことができなかつたことをご了承願ひます。

それでは、委員会条例第6条第1項の規定による各常任委員会の所属について、正副議長により協議、選出した結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長(澤本 恒男君) それでは、報告させていただきます。

初めに、総務文教常任委員会委員でございます。議席番号1番、木村圭議員、2番、大澤由香里議員、3番、澤本幹男議員、5番、小峰陽一議員、10番、村木征一議員、11番、師岡伸公議員。

次に、経済厚生常任委員会委員。議席番号4番、清水明議員、6番、石田芳英議員、7番、宮野亨議員、8番、高橋邦男議員、9番、原島幸次議員、12番、須崎眞議員。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、事務局長の報告は終わりました。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任については事務局長の報告のとおり選任することに決定いたしました。

なお、就任日は、明日12月1日付となりますので、ご承知おきください。

次に、議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第6条第1項の規定による議会運営委員会の所属について、正副議長により協議、選出した結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは、報告いたします。

議会運営委員会委員。議席番号2番、大澤由香里議員、5番、小峰陽一議員、7番、宮野亨議員、8番、高橋邦男議員、9番、原島幸次議員、12番、須崎眞議員。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、事務局長の報告は終わりました。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任については事務局長の報告のとおり選任することに決定いたしました。

なお、就任日は、明日12月1日付となりますので、ご承知おきください。

ここで各常任委員会の正副委員長互選及び議会運営委員会の正副委員長互選のため暫時休憩とします。

午前11時53分休憩

午後0時06分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選及び議会運営委員会の正副委員長互選が終了いたしました。その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは、報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会委員長、議席番号5番、小峰陽一議員、副委員長、3番、澤本幹男

議員。

続きまして、経済厚生常任委員会委員長、9番、原島幸次議員、副委員長、4番、清水明議員。

次に、議会運営委員会委員長、12番、須崎眞議員、副委員長、7番、宮野亨議員。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上のとおり決定しました。

ただいま決定した正副委員長におかれましては、各委員会の円滑な運営にご尽力いただきますようよろしくお願いをいたします。

また、その他の各種委員の構成については議長に一任させていただき、第4回定例会初日に構成一覧表をもつての報告といたしますので、ご承知おきください。

以上で、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで今まで議長を2年間お務めいただきました須崎眞議員から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。須崎議員。

〔12番 須崎 眞君 登壇〕

○12番（須崎 眞君） 皆さん、この2年間奥多摩町議会議長といたしまして、私なりに一所懸命務めてまいりました。皆様のご協力をいただき、また、河村町長以下、職員の皆様にもご理解をいただき、おかげをもちましてスムーズな議会運営ができましたことありがとうございます。

今後は、師岡新議長に議会の取りまとめ役をお願いし、また、私は、さらなる町の発展を願いながら一議員として努力してまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。本当にありがとうございました（拍手）。

○議長（師岡 伸公君） ありがとうございます。大変お疲れさまでございました。

続きまして、副議長をお務めいただきました原島幸次議員、お願いをいたします。原島議員。

〔9番 原島 幸次君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） 酒井正利副議長が逝去され、その後任として1年7カ月ほどの間、副議長の職につかせていただきました。大変ありがとうございます。須崎議長を十分支えることができたかどうかわかりませんが、皆様のご協力によりまして議会運営が円滑にできましたこと、また、特に大きな問題もなく無事に議会運営ができたこと、大変感謝を申し上げる次第でございます。

また、河村町長初め、理事者の皆様、職員の皆様方には大変お世話になりまして、まこ

とに感謝の申し上げようもございません。

これからは一議員として一生懸命町政のために頑張っていくつもりでございます。今後ともよろしく願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました（拍手）。

○議長（師岡 伸公君） ありがとうございました。お疲れさまでございました。

以上をもって平成 29 年第 1 回奥多摩町議会臨時会を閉会といたします。長時間大変ご苦労さまでした。

午後 0 時 11 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員